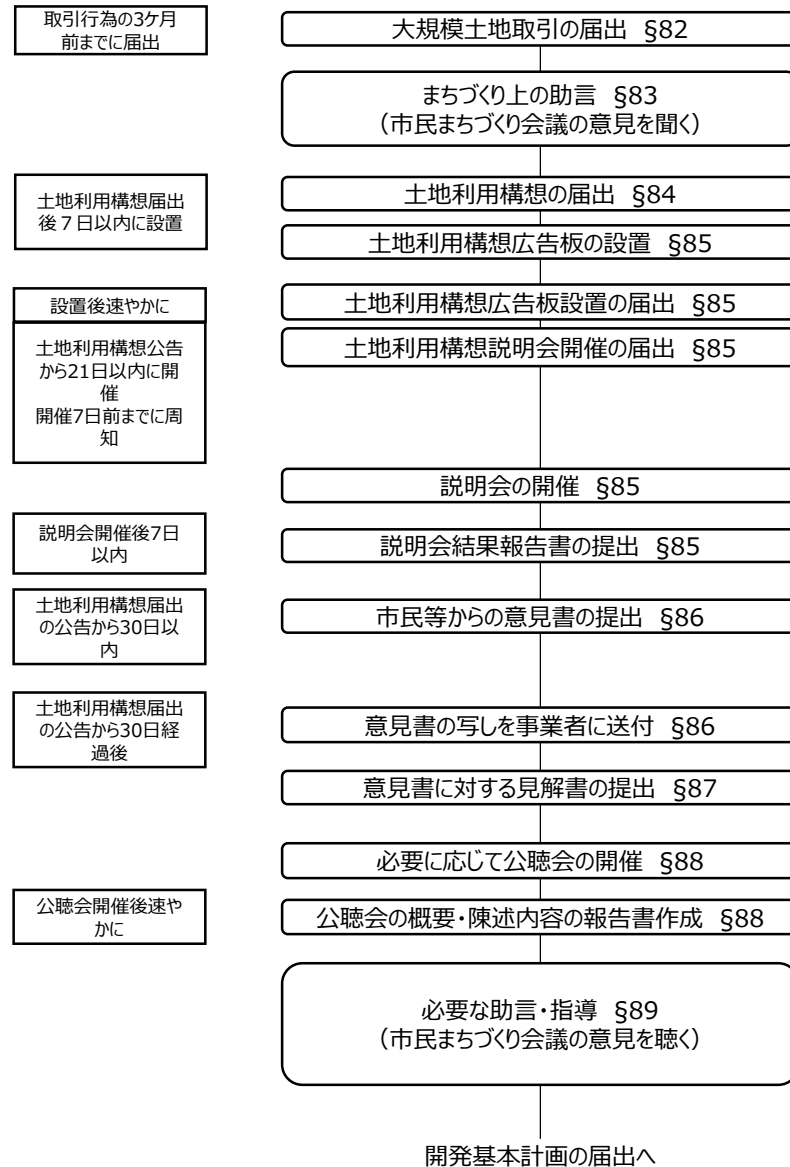


見直しポイント



P12 (1) イ 関連

問題点

新たな交通増加による影響（騒音、振動等）を受ける住民に対して、周知が徹底されていない。

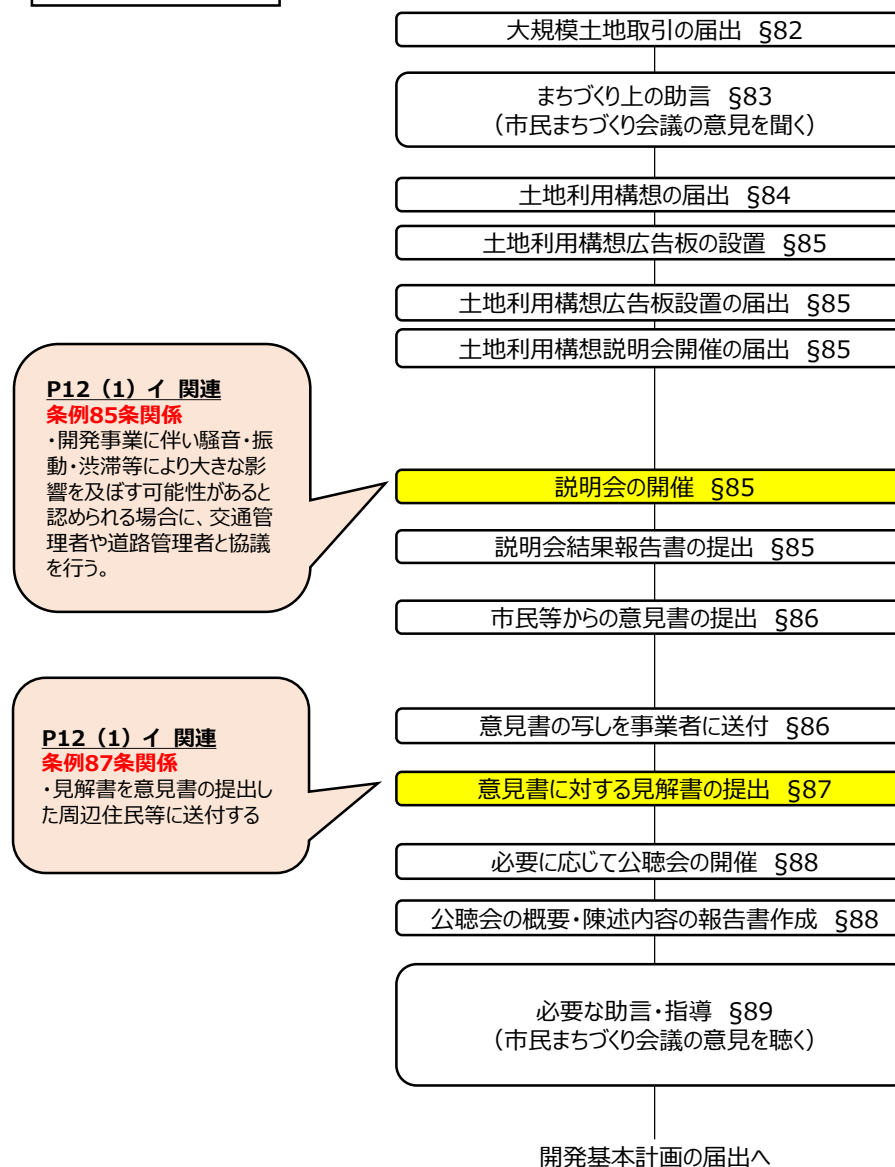
P12 (1) イ 関連

問題点

見解書の公告縦覧だけでは、意見書の提出者に対して周知が不十分。

条例改正箇所

新たな運用



P12 (1) イ 関連

条例85条関係

・開発事業に伴い騒音・振動・渋滞等により大きな影響を及ぼす可能性があると認められる場合に、交通管理者や道路管理者と協議を行う。

P12 (1) イ 関連

条例87条関係

・見解書を意見書の提出した周辺住民等に送付する